

原議保存期間	1年(令和9年3月31日まで)
有効期間	二種(令和9年3月31日まで)

警視庁匿名・流動型犯罪グループ対策本部対策監
 警視庁刑事部長 殿
 各道府県警察本部長
 各方面本部長
 (参考送付先)

警察庁丁組二発第107号
 令和8年3月23日
 警察庁刑事局組織犯罪対策部
 組織犯罪対策第二課長

各管区警察局広域調整担当部長

SNS型投資・ロマンス詐欺等に利用されたLINE WORKSアカウントに関するLINE WORKS株式会社への情報提供について(通達)

SNS型投資・ロマンス詐欺の被害については、令和5年下半期以降被害が急増し、令和7年は認知件数が15,142件(+4,905件)、被害額が1,827.0億円(+555.0億円)と前年に比べて増加し、極めて危機的な状況にある。

これらの詐欺においては、欺罔が行われた主たる通信手段の約9割をLINEヤフー株式会社(以下「LY社」という。)が提供する通信アプリのLINEサービスが占めているが、同サービスを利用した犯行では、LY社が管理するLINEアカウントのほか、同サービスと連携機能を有するLINE WORKS株式会社(以下「LW社」という。)が提供するLINE WORKSサービスで作成されたアカウントが悪用されている実態も認められるところ、この種事犯による被害の更なる拡大を防止するためには、警察が認知した、被疑者が犯行に利用していると認められるLINE WORKSアカウント(以下「犯行利用アカウント」という。)について、迅速にLW社に情報提供を行い、LW社における利用停止や削除等(以下「利用停止等」という。)の措置を促す必要がある。

このような現状を踏まえ、このたび、警察からLW社に対して犯行利用アカウントの利用停止等を促す情報提供(以下「利用停止依頼」という。)を行うための要領について、LW社と下記のとおり合意に至った。各位にあっては、要領にのっとり犯行利用アカウントの積極的な利用停止依頼を推進するとともに、本件枠組みを適正に活用し対応に誤りのないようになりたい。

記

1 犯行利用アカウントの利用停止依頼の趣旨

本取組は、警察において、LINEサービス及び同サービスと連携機能を有するLINE WORKSアカウントが利用されたSNS型投資・ロマンス詐欺及び特殊詐欺(以下「対象事案」という。)の被害申告や相談を受けた場合に、当該犯行利用アカウントに関する情報(以下「犯行利用アカウント関連情報」という。)を警察からLW社に提供し、迅速な利用停止等を依頼するものである。

2 利用停止依頼の対象となる犯行利用アカウントについて

LW社に利用停止依頼を行う犯行利用アカウントについては、対象事案の被疑者が利用していると認められるアカウントとする。

3 都道府県警察及び警察庁における対応

(1) 被害申告・相談受理時の対応

都道府県警察の警察署や警察本部（以下「警察署等」という。）において、被害者、相談者等（以下「被害者等」という。）から対象事案の被害申告や相談を受けた場合は、犯行利用アカウント関連情報を警察からLW社へ提供することについて理解と協力を求めること。

(2) 犯行利用アカウントの利用停止依頼の手続き

ア 警察署等においては、別添様式に定められたアカウントID等の必要事項を入力した上、自都道府県警察本部の担当所属（以下「本部担当所属」という。）に速やかに送付すること。

イ 本部担当所属においては、各警察署等から送付された別添様式の内容を確認して1日ごとに集約し、翌勤務日の執務時間内に警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課ツール対策係（以下「警察庁ツール対策係」という。）に送付すること。ただし、捜査に支障を来すなどの場合については、捜査の進捗状況も踏まえて適切な時期に警察庁ツール対策係へ送付することとして差し支えない。

ウ 警察庁ツール対策係においては、都道府県警察本部から送付された別添様式の情報を速やかにLW社へ送信し、犯行利用アカウントの利用停止等について依頼するものとする。

4 運用上の留意事項

(1) 利用停止等の措置主体

警察からの削除依頼に基づき、どのような対応を執るか最終的な判断を行うのはLW社である。警察から利用停止依頼を行った場合であっても、利用停止等の措置が執られない場合も想定されるため、利用停止依頼を行えば、対象となる犯行利用アカウントが確実に利用停止等されるかのような誤解を被害者等に与えないよう、説明の際には注意すること。

(2) 犯行利用アカウントの特定

警察署等においては、犯行利用アカウントの特定に当たっては、犯罪とは関係のないアカウントについて利用停止依頼をしないよう、被害者等からの聴取内容と客観資料とを突合するなどして適正に判断するほか、別添様式に必要事項を入力する際には複数人で記載内容を確認するなどして誤記等に十分注意すること。また、本部担当所属については、警察署等から受理した情報を集約する際、正しく情報が入力されているか確認するとともに、誤記等を認めた場合は当該警察署等に適切に指導すること。

(3) 誤依頼への対応

利用停止依頼した犯行利用アカウントについて、事後の捜査で犯行利用アカウントではないと判明した場合には、本部担当所属から直ちに警察庁ツール対策係に報告すること。

別添

LINE WORKSの犯行利用アカウント情報

都道府県	
------	--

番号	アカウントID	ユーザー名	企業/団体名	類型	警察署	認知日
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						